

平成30年度第1回千葉県環境審議会企画政策部会 議 事 録

日時 平成30年7月25日(水)
午前10時00分～

場所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部次長あいさつ	2
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議事	
(1) 千葉県環境基本計画（素案）について	3
(2) その他	3 6
5. 閉 会	3 7

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、環境政策課の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「次期環境基本計画の策定経過と今後の予定」、資料2「企画政策部会における主な意見とその対応」、資料3「次期環境基本計画の策定について」、資料4「次期環境基本計画の概要図」、千葉県環境基本計画（素案）となっております。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数10名に対し、9名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、桑波田委員におかれましては、所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

続きまして、7月9日付けで委員が替わられましたので、御紹介いたします。

前任の木原委員が千葉県商工会議所連合会を退任されたことに伴い、後任として同連合会専務理事の石渡委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

石渡委員 千葉県商工会議所連合会の石渡でございます。よろしくお願いいたします。

司会 次に、県関係職員を紹介いたします。環境生活部次長の松本でございます。環境生活部次長の生駒でございます。環境政策課長の野溝でございます。循環型社会推進課長の旭でございます。環境政策課副参事兼政策室長の中村でございます。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 それでは傍聴人が入室します。

2 環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部次長の松本から御挨拶申し上げます。

松本環境生活部次長 おはようございます。環境生活部次長の松本でございます。委員の皆様にはお忙しいところ、千葉県環境審議会企画政策部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現千葉県環境基本計画につきましては、平成 30 年度までを見通して策定したものでございますことから、次期計画について知事から千葉県環境審議会に諮問をし、去る 3 月の当部会において、骨子案の御審議をいただいたところです。

今般、その際の御意見を踏まえ、計画素案を取りまとめましたので、本日は、この素案について御審議をいただきたいと存じます。

なお、8 月下旬には、環境審議会の他部会におきまして、それぞれ所掌する部分を御審議いただく予定でございます。各部会の委員を兼ねておられる皆様には、度々の御出席となり、大変恐縮でございますが、併せて、よろしく願いいたします。

各部会における御審議を踏まえ、今年度中には、次期計画を策定したいと考えておりますので、大所高所からの御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。本日は、よろしく願いいたします。

3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るに当たり、倉阪部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

倉阪部会長 おはようございます。連日猛暑が続いておりますけれど、背景には地球温暖化のような問題があるということで、国民的な関心というものも深まってきていると感じています。

3 月に骨子案を議論した後、環境基本計画が公表され、循環型社会形成推進基本計画が公表され、エネルギー基本計画も作られたということで、国の方で関連する施策の方向性というものが出されているという中で、千葉県においてちょうどよいタイミ

ングで環境基本計画を策定するという事になったかと思えます。国の動向を十分に踏まえながら、最先端の計画の内容になるように御議論いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

司会 どうもありがとうございました。それでは、これより議題の審議をお願ひいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、倉阪部会長にお願ひいたします。

4 議事（1）千葉県環境基本計画（素案）について

倉阪部会長 それでは、議事に入りたいと思えますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を三輪委員と河井委員にお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日の議題は審議事項の「千葉県環境基本計画（素案）について」となっています。それでは事務局から説明をお願ひします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど、松本次長から御挨拶申し上げたとおり、前回 3 月の企画政策部会で、環境基本計画の骨子案をお諮りし、いただいた御意見を踏まえ、計画素案を策定いたしました。

計画素案につきましては、合同部会を含む各部会において、所掌する分野を中心に御意見を伺い、いただいた御意見を踏まえ、今後、計画案の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明ですが、まず、今後のスケジュール、前回の企画政策部会における意見への対応、計画素案の第 1 章から第 3 章及び第 5 章を御説明いたします。

続きまして、計画素案の第 4 章「施策の展開方向」のうち、企画政策部会が所掌する分野である、第 1 節「地球温暖化対策の推進」と第 6 節「環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」について御説明します。

説明に入る前に、計画素案の修正について、御報告させていただきます。計画素案につきましては、7 月 11 日時点のものを未定稿として委員の皆様事前に送付させていただきましたが、今回お配りした計画素案では、何箇所か修正してございます。

修正箇所につきましては、計画素案の前にお配りした一枚紙の「環境基本計画(素案)(未定稿、平成30年7月11日時点)からの主な変更点」に記載しております。いずれも趣旨は大きく変更せず、表現を調整したものでございますので、御了承ください。

それでは、まず、今後のスケジュールについて御説明します。お手元の資料1「次期環境基本計画の策定経過と今後の予定」を御覧ください。

各部会の開催についてですが、本日、企画政策部会を開催した後、8月27日に大気環境・水環境合同部会、8月29日に自然環境・鳥獣合同部会、8月31日に廃棄物・リサイクル部会を開催し、それぞれの部会が所掌する分野を中心に御意見を伺ってまいります。各部会でいただいた御意見を踏まえ、計画案の策定作業を進め、計画案については、11月の第3回企画政策部会と平成31年2月から3月頃の第4回企画政策部会にお諮りする予定になっております。

次に、前回の企画政策部会でいただいた御意見に対する対応について、御説明します。資料2「企画政策部会における主な意見とその対応」を御覧ください。時間の関係もございますので、主なものについて御説明します。

1番目の御意見ですが、倉阪部会長から「国の第五次環境基本計画は、技術、経済、国土ストックなどの横断的な枠組を各分野の施策の前に出している」「SDGsで掲げられている17の目標と横断的な施策をちゃんと消化して、骨子案に盛り込む必要がある」との御意見をいただきました。

この御意見に対する対応ですが、恐れ入りますが、資料3「次期環境基本計画の策定について」を御覧ください。資料の右上、次期環境基本計画のポイントの「1 施策展開の基本的な考え方」のところですが、SDGsの考え方も活用して、「課題が複雑に絡み合っている状況では、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、分野横断的に施策を展開することが重要」との認識を示した上で、各分野の施策の前に、第3章「施策展開の基本的な考え方」を新設し、「経済」「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する4つの分野横断的なテーマを設定して、分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すことを記載いたしました。

次に、資料4「次期千葉県環境基本計画の概要図」を御覧ください。真ん中に記載しております第4章「施策の展開方向」の前に、左側になりますが、第3章「施策展開の基本的な考え方」を新設いたしました。分野を横断する4つのテーマとして、「環境と経済の好循環の創出」、「環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり」、「健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現」、「持続可能な社会を築く人・ネット

ワークづくり」を設定し、右側の第4章の6つの政策と22の施策に横ぐしを刺すようなイメージで、分野横断的に施策を展開することで、「環境・経済・社会的課題の同時解決」を目指すこととしております。

恐れ入りますが、資料2にお戻りください。次に、5番で、佐々木委員から、沿岸域の環境の保全に関して、「現段階で総量規制を進めていくのはよいが、同時に生態系や生き物の生息場となる藻場・干潟の再生について打ち出していくべきである」との御意見をいただきました。

この御意見に対しましては、第4章第3節「2 地域の特性に応じた環境の保全」と第4章第5節「2 良好な水環境の保全」のところに、漁業環境の変化への的確な対応として、「藻場・干潟を維持するために漁業者グループの取り組む水産の多面的機能を発揮させる活動を支援する」ことを記載いたしました。これは、千葉県農林水産業振興計画に記載してある取組でもあります。

次に、2ページ、7番で、畠山委員から、「一般廃棄物のリサイクル率が目標値に比べて実績が非常に低い。今後どう進めていくべきか、もう少し具体的に取組を示していただきたい」との御意見をいただきました。

この御意見に対しましては、第4章第2節「1 3Rの推進」において、「一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための具体的な施策を検討し、一般廃棄物処理の事務を担う市町村に対し情報提供を行うことにより、減量化・資源化を促進する」ことを記載いたしました。

最後に、11番で、瀧委員から、「骨子案では、まだ環境と経済が対峙しているような書き方があるように思われる。」との御意見をいただきました。

この御意見に対しては、第3章第2節1と第4章第6節3の「環境と経済の好循環の創出」において、環境と経済の課題を別々に取り組むのではなく、一体的に捉え、環境と経済をともに向上させることにより、環境と経済の好循環を創出していくという趣旨を記載した。

次に、計画素案について御説明します。計画素案の1ページの第1章「計画の基本的事項」を御覧ください。

第1節「計画策定の趣旨」ですが、引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならない課題が山積していること、国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとして、「環境・経済、社会の統合的向上」を具体化することを目指していることなどを記載した上で、最後

の段落、28 行目から、「本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、第三次となる「千葉県環境基本計画」を策定しました」と策定の趣旨を記載いたしました。

次に、第2節「計画の位置付け」ですが、3つの位置付けを記載しております。1つ目は、環境分野における基本となる計画で、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向性を示し、諸施策を総合化・体系化することで、施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っていることです。2つ目は、2ページの4行目からですが、あらゆる主体が力を合わせて、「目指す将来の姿」を実現していくための指針となるものであるということです。3つ目は、県等の施策の実施に当たって、環境の視点が一層組み込まれることを促すとともに、県の施策の有機的な連携を図る役割を担っているということです。

次に第3節の計画期間ですが、2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とする10カ年計画としています。また、必要に応じて、適宜見直しを行うこととしております。

続きまして、3ページ、第2章「計画の目標」の第1節「環境問題等に対する基本認識」ですが、まず、4行目から21行目にかけて環境問題全体に対する基本認識を記載いたしました。16行目からですが、「私たちが今認識しなくてはならないことは、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解した上で、環境負荷が自然の再生能力の範囲内に抑えられるよう、日常生活や事業活動を見直し、自ら率先して環境に配慮した行動を実践していかなければならない」という認識を示しております。次に、23行目からの「1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決」については、倉阪部会長からの御意見を踏まえて追加した項目です。今年の4月に策定された、国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用して、分野横断的に取組を進めることにより、環境、経済、社会の課題の同時解決を目指していることを記載した上で、4ページの5行目からですが、「千葉県では、地域経済の縮小などの経済の課題、少子高齢化に伴う社会の課題などに直面し、これらの課題が複雑に絡み合っている状況にあり、環境政策についても、分野横断的に展開することにより、地域が直面する経済・社会的課題の同時解決を目指す必要があります」との認識を記載しております。以下、「地球温暖化」「循環型社会」「自然環境」「生活

環境」「環境を守り育てる人・ネットワークづくり」のそれぞれの項目で基本認識を示しております。

次に、7ページ、第2節「目指す将来の姿」ですが、現計画の基本目標であります「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」に加え、キャッチコピー的な表現として、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」を新たに記載し、位置付けを「目指す将来の姿」に変更いたしました。

次に、第3節「基本目標」ですが、『目指す将来の姿』の実現に向け、5つの基本目標を設定いたしました。

「1 地球温暖化対策の推進」から9ページの「5 安全で安心な生活環境の保全」の5つで、それぞれ第4章「施策の展開方向」の各政策分野に対応したものとなっております。

続きまして、10ページ、新たに設けた第3章「施策展開の基本的な考え方」を御覧ください。第1節「施策展開の基本的な考え方」ですが、12行目以降で、4つの分野横断的なテーマを設定し、第4章で記載した6つの政策分野の全てにおいて、このテーマを踏まえて分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すこととしています。

次に、4つのテーマについて、簡単に御説明します。「1 環境と経済の好循環の創出」ですが、22行目から26行目で、持続可能な社会を構築するためには、環境保全を通じて経済に利益をもたらし、また、経済活動を通じて環境保全に寄与するというような、環境と経済を同時に向上させていくことが重要であるとの認識を示した上で、32行目からですが、環境ビジネスの振興を図るための取組を推進し、グリーンな技術・製品・サービスの普及を目指すこと、34行目からですが、2Rの推進に寄与するビジネスや情報通信技術等の科学技術を活用した環境ビジネスなど、新たなビジネスモデルの普及を目指すこととしております。

次に、11ページ、「2 環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり」ですが、本県は、多様な地域から構成されており、持続可能な地域を構築するためには、それぞれの地域の特性に応じた、環境と調和のとれた地域づくりを目指すことが重要であるとの認識を示した上で、低炭素な地域づくり、適正な物質・生命の循環を実現する地域づくり、自然と共生した地域づくり、気候変動に強い地域づくりを目指すこととしております。

次に、12 ページ「3 健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現」ですが、健康で心の豊かさを実感できる暮らしを営む上で、健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは欠くことのできないものであり、そのためには私たちの暮らしを環境に配慮したものに転換していく必要があるとの認識を示した上で、資源循環型のライフスタイル、低炭素なライフスタイル、自然と共生するためのライフスタイル、大気環境・水環境にやさしいライフスタイルに変えていくことを働きかけることとしております。

最後に、「4 持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり」ですが、持続可能な社会をつくっていくためには、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、主体的に行動できる人を育てることが必要であること、また環境分野のみならず、あらゆる分野の取組や産業において、人材を継続的に育成・確保していくことも必要であるとの認識を示した上で、人材の育成・確保を積極的に推進していくこととしております。

次に、飛びまして 68 ページの第 5 章「計画の推進」を御覧ください。第 1 節「計画の推進体制」の「1 県における推進体制」では、関係する部局等の連携と調整を行い、効率的に各種施策を推進するため、千葉県環境基本計画推進会議を設置すること、「2 各主体との連携、協働」では、県民、事業者、行政などの各主体との連携・協働を進めていくこと、広域的な環境問題については、国や地方公共団体と連携を図ることを記載しております。

次に、第 2 節「各主体に求められる役割」では、各主体の基本的な役割を記載するとともに、70 ページ以降ですが、各主体に求められる具体的な取組例を示しています。

次に、77 ページ、第 3 節「計画の進行管理」を御覧ください。ここでは、本計画に掲げる県の施策の進行管理について、マネジメントサイクル、PDCA サイクルの考え方にに基づき、毎年度実施していくこと、各種施策の進捗管理を把握するために指標を活用すること、また、評価結果については、環境審議会へ報告し、意見を伺うとともに、環境白書等で広く公開していくことを記載しております。

最後に、14 ページ、第 4 章「施策の展開方向」を御覧ください。2 行目以降ですが、5 つの基本目標の達成に向けて、6 つの政策分野、22 の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」を示すこととしております。なお、指標につきましては、計画素案の段階では掲載しておらず、次の計画案の段階でお示ししたいと考えております。

私からの説明は以上です。続きまして、第 4 章の各施策について御説明します。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課の平川と申します。よろしくお願ひいたします。素案の目次の1枚目をお開きいただきたいのですが、第4章の第1節「地球温暖化対策の推進」と次のページの第6節「環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」の「1 環境学習の推進と環境保全活動の促進」について、説明させていただきます。目次の第4章第1節「地球温暖化対策の推進」でございますが、全部で4つの項目に分かれております。現行の環境基本計画では、「温室効果ガスの排出量削減」という大きな項目で一括りにしておりましたが、平成28年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を、平成30年3月に「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しております、これらを踏まえて構成の見直しや内容の拡充を図っております。それでは、14ページの方をお開きください。まず、10行目の第1節の「1 再生可能エネルギー等の活用」についてでございますが、まず現況と課題ですが、13行目で、再生可能エネルギーが温室効果ガスを排出しないエネルギー源であること、2050年に向けて主力電源化が期待されていること、持続可能な成長・発展の切り札となっていることなど、再生可能エネルギーの意義・重要性について、最新の状況を踏まえて記述しております。さらに、19行目ですが、固定価格買取制度によります再生可能エネルギーの本県における導入状況としまして、2017年3月末時点における再生可能エネルギー発電設備の出力、太陽光発電設備の出力の合計がいずれも全国第3位の規模となっていることを記述しております。さらに、23行目でございますが、固定価格買取制度をめぐる状況としまして、2017年4月の改正FIT法の施行によります新たな事業認定制度ですとか、入札制度の導入等の実施について記述するとともに、再生可能エネルギーをめぐるっては、発電コストが諸外国と比べて高い、気象変化により出力が変動することへの対応が必要、送電系統の対応が追いついていない等の課題にも直面していることから、国において、再エネの導入拡大のために課題解決に向けて検討されていることも記述しております。さらに、32行目で、水素を利用して発電する燃料電池について、こちらは、エネルギー効率が高く、省エネや二酸化炭素排出削減に大きく寄与する特色を有していることについて記述するとともに、再生可能エネルギーを利用して生産した水素が二酸化炭素の排出がゼロのエネルギー源であるが、水素の生産は、コストや技術面で多くの課題がある点についても記述しております。次に、15ページの7行目でございますが、主な取組としまして、はじめに、再生可能エネルギーの導入促進ということで、主なものをご説明

いたしますと、「家庭への導入促進」ということで、住宅用太陽光発電設備などの家庭における導入・活用の促進ですとか、ZEH(ゼッチ)の普及拡大を進めてまいります。次に、「市町村・事業者等地域への導入支援」でございますが、こちらは、ワンストップ窓口によります相談対応ですとか、情報提供を行ってまいります。また、3月の企画政策部会で倉阪部会長から、「長期的に再生可能エネルギーを入れようとするなら、売電収入が次の投資に使えるように、県内事業者が主体的に導入していくことを県として支援しなければいけない。」というような指摘をいただいたところでございますが、そちらも16行目に「地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行う。」ということに記載させていただいております。次に、16ページですが、1行目の水素社会の構築に向けた取組の推進ということで、主なものを説明いたしますと、「水素の利活用に向けた環境づくり」ということで、京葉臨海コンビナート等、千葉の特色を生かした水素の利活用に関する調査・研究などに取り組んでまいります。さらに、「燃料電池の普及促進」ということで、県が率先導入いたしました燃料電池自動車を活用して啓発を行うことによりまして、FCVの普及を促進するとともに、家庭用燃料電池エネファームの導入を促進し、自立的普及を図ってまいります。続きまして、28行目からの「省エネルギーの促進」でございますが、まず、現況と課題で、31行目に、本県における二酸化炭素排出量の現状を記述してございます。1990年度と2013年度を比較しますと、産業部門については減少していますが、業務その他部門ですとか、家庭部門が著しく増加している旨を記述しています。また、35行目から17ページの1行目におきまして、二酸化炭素の排出量を削減するには、エネルギー消費を減少させる取組を実践していくことが必要であり、特に、県民一人ひとりが日常生活の中で節電や省エネルギーを意識し、行動するよう促していくことが必要である旨を記述しております。さらに、17ページの2行目から4行目におきまして、事務所・店舗等について、省エネルギーや二酸化炭素排出削減の余地が大きいと見込まれることから、事業者の省エネルギーの取組を支援し、着実に対策を進めていくことが重要である旨を記述しております。さらに、5行目におきましては、大企業などの二酸化炭素を多く排出する事業者について、これまでの自主的な取組によりまして、一定の成果を上げているほか、国内外における事業活動全体での二酸化炭素排出削減という観点で取組を進めていることから、各業界の自主的な行動計画により、各々の目標達成に向けて、今後も、責任を持って省エネルギーの取組を進めることが重要である旨を記述しております。15行目の主な

取組としまして、家庭における取組の促進ということですが、こちらは、クールビズ等の実践、レジ袋の削減などの低炭素なライフスタイルを促すキャンペーン等の実施等に取り組んでまいります。次に、「省エネルギー性能の高い住宅の普及」ですが、省エネルギー性能の高い住宅である「長期優良住宅」の普及を促進するとともに、住宅の高断熱化を促してまいります。次に、「省エネルギー設備等の導入の促進」ですが、エネファームをはじめ、家庭のエネルギー管理システム HEMS(ヘムス)や家庭用蓄電池などの省エネルギー設備等の導入を促進してまいります。次に 18 ページを御覧ください。(2) の事業者における取組の促進ということで、主なものを説明いたしますと、まず、「一定規模以上の事業者による取組の促進」で、こちらにも、3月の企画政策部会で倉阪部会長から「関東で千葉県だけが「地球温暖化対策計画書制度」を導入していない。東京都や埼玉県では、カーボンプライシングを導入している。」というような御指摘をいただいたところですが、今回は、「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を活用して、本県の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握し、施策に反映させること、国や他県の動向を踏まえ、必要に応じ、事業者による計画的な削減を図るための仕組みについても検討すること」というようなことで記載させていただいております。次に、8行目の「CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度による支援」ですが、こちらは、省エネルギー等の地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「CO₂CO₂スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介することにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組む事業者を支援してまいります。続いて、26行目の(3)の自動車利用における取組の促進ですが、「次世代自動車等の普及促進」として、県民への普及啓発を実施するとともに、「エコドライブの推進」として、啓発活動を行ってまいります。(4)としまして、県自らの率先行動の促進ですが、県の事業活動に伴います温室効果ガス排出の削減を、全庁を挙げて積極的に進めるために、県の事務事業に関する計画である「千葉県庁エコオフィスプラン」を推進するとともに、施設の新設、改築の際に省エネルギー化を積極的に検討し、公用車への次世代自動車ですとか、低燃費車の導入を進めてまいります。続いて、26行目からの「3温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進」について御説明いたします。まず、現況と課題ですが、32行目から36行目におきまして、コンパクトなまちづくりや交通環境の整備・改善については、低炭素化に資するため、温暖化対策の面からも求められていること、建築物・インフラの低炭素化も併せて進める

ことが必要である旨を記述しております。37 行目では、二酸化炭素の吸収源であります森林・緑地等の整備・保全をしていくことが必要である旨を記述しております。また、20 ページの 2 行目でございますが、こちらは、3 月の企画政策部会で佐々木委員から御意見・御指摘をいただきまして、海の吸収源対策として、「海洋の生物による二酸化炭素の吸収がブルーカーボンと言われており、藻場や干潟などの沿岸域の環境を保全・再生することが温暖化対策に有効な取組であること」について記載をさせていただきました。さらに、7 行目において、温暖化対策を進める上で、市町村は、県民生活と密接な立場にあり、基礎自治体として、まちづくりの方向性を決める役割も担っており、市町村の役割が重要である旨を記述しています。10 行目には、フロン類の適正な管理など、温暖化対策に資する取組を進めていく必要性についても記述しております。21 行目の主な取組でございますが、まず、はじめに「温暖化対策に資するまちづくり・交通施策の推進」ということで、「コンパクトなまちづくりの促進」というものを掲げております。「交通環境の整備・改善」として、道路整備等による交通量の円滑化や交通渋滞の緩和等の促進を行ってまいりますということを記述しております。次に、33 行目でございますが、二酸化炭素の吸収源対策ということで、「森林の整備・保全対策の推進」というものを掲げております。さらに、21 ページの 1 行目でございますが、先ほどの佐々木委員からの意見を踏まえ、海の吸収源対策ということで、記述させていただきました。次に 15 行目の「地域における排出削減に向けた取組支援」ですが、こちらは、千葉県地球温暖化防止活動推進センターと連携を図りながら普及啓発活動を行っていくということ、「市町村の取組支援」としまして、市町村に対して、人材育成、技術的助言、情報提供などの支援に取り組んでいくことを記述しております。次に 29 行目の（４）として、フロン類対策を記述しておりますが、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類充填回収業者等の登録を促進するとともに、「事業者への指導」として、立入検査を実施するなど、フロン類の適正な回収等を指導してまいります。22 ページの 1 行目として、啓発を行ってまいります。次に、23 行目からの「気候変動への適応」についてでございますが、まず、現況と課題としまして、26 行目から 31 行目において、適応の必要性として、IPCC の第 5 次評価報告書によると、今後、できる限りの対策を講じ、温室効果ガスの排出量を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されているため、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めて

いく必要があることについて記述しております。32 行目から 34 行目におきまして、国の動きとしまして、本年 6 月に気候変動適応法が公布されたことを記述しております。35 行目ですが、こちらは、県の動きとしまして、本年 3 月、千葉県における各分野の気候変動の影響を整理した上で、関係する県の施策を抽出し、各施策における現時点の取組方針を整理した「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定したことについて記述しております。さらに、23 ページの 2 行目において、適応を進めていくには、あらかじめ気候変動とその影響の現状や将来のリスクを把握し、長期的な視点に立ち、社会、経済、環境システムの脆弱性を低減して、強靱性を確保していくことが必要であること、気候変動による影響には不確実性があることを前提に、最新の情報を収集し、知見を蓄積しつつ、順応的な管理により柔軟に施策を見直ししていくということが重要であることを記述しています。さらに、7 行目に、適応は、行政だけでなく、県民・事業者も取り組む必要があることについて記述しております。主な取組でございますが、はじめに、「気候変動による影響への計画的な適応」について説明いたしますと、適応については、3 月の企画政策部会で三輪委員から、「実行性のあるものにしていけるような記述にすべきである」との御指摘をいただきまして、18 行目で「各分野における適応策の組み込み」として、各分野における県の施策で気候変動による影響に備えることができるよう、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」により、気候変動影響への適応の考え方を各施策に組み込み、適応策の推進に取り組んでいくことについて記載させていただきました。さらに、24 ページの 1 行目でございますが、「気候変動の影響による情報の収集・共有等」として、気候変動による影響の予測には不確実性があることや、地域の情報が多くないことを踏まえまして、気候変動に関する地域の情報を継続して把握するとともに、最新の科学的知見を収集し、庁内での情報共有を図っていくことを記載させていただきました。さらに、気候変動の影響に関して蓄積された地域の情報ですとか、最新の科学的知見等を踏まえながら、各分野の施策を柔軟に見直ししていくことについても記載させていただいております。次に、(2)の「県民・事業者の適応策の促進」について説明いたしますと、「適切な情報提供」として、県民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、適切な情報提供等に努めていくことを記載させていただいております。

続いて、57 ページをお開きください。第6節「環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」ということで、1の「環境学習の推進と環境保全活動の促進」でございいます。

こちらは、現行計画では、環境学習と環境保全活動を別々に項目立てしていましたが、今回、構成の見直しにより一つの項目に統合しています。

まず、現況と課題でございいますが、5行目の段落で、環境学習については、環境を保全し、持続可能な社会を構築するためには、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるよう、環境学習を推進するとともに、環境保全活動の機会を創出していくことが重要であることを記述しています。

続いて、10行目ですが、環境学習につきましては、これまで2007年に改定しました千葉県環境学習基本方針に基づき、学習内容と学習機会の双方の充実を図ってまいりましたが、環境問題は時代に応じて変化していくことから、学習内容についても常に見直しを図っていく必要が生じています。

また、すべての世代が環境問題を理解し、解決のために自ら行動できるよう、情報や学習の機会を提供していくことが必要である旨を記述しました。

19行目の環境保全活動については、これまで、県民、市民活動団体や事業者等の様々な主体が参加できる機会を設け、連携して事業を実施してきました。こうした取組によりまして、環境保全活動への意識は高まりましたが、一方で、環境について関心が低い人に対して、いかに参加のきっかけを作っていくかが課題となっており、時代の要請に応じた柔軟な対応が求められています。

主な取組としまして、34行目ですが、はじめに（1）環境学習の推進ということで、主なものを御説明しますと、まず、36行目の「環境学習を推進する人材の育成と活用」でございいますが、こちらも、3月の企画政策部会で、桑波田委員から、環境学習の担い手不足について御指摘をいただいております。

そこで、環境学習・環境保全活動を進める環境学習指導者を育成するため、プログラムを整備していく旨を記述いたしました。

次に、58ページ25行目でございいますが、「千葉県環境学習行動計画の策定」ということで、先ほども御説明いたしましたが、これまで2007年に改定しました「千葉県環境学習基本方針」に基づき推進してきたところでございいますが、今回の環境基本計画の策定や「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正、いわ

ゆる環境教育等促進法の改正、更には国の動き等も踏まえまして、新たに「千葉県環境学習行動計画」を策定し、更なる環境学習の推進に努めてまいります。

次に33行目の環境保全活動の促進ということで主なものを御説明しますと、まず、「環境保全活動を促進する人材の育成」でございますが、「環境学習モデル校事業」等を行っていますが、そういった事業の実施により、児童・生徒が環境問題を主体的に判断し行動できる能力を身につけ、次世代を担うリーダーとしての人材を育成してまいります。

さらに、59ページの7行目「各主体の連携・協働によるイベントの実施」を行ってまいります。

最後に(3)環境情報の提供ですが、県が調査測定した環境データ等の公開や、千葉県環境白書の公表、さらには、環境研究センターが行っている調査研究の成果をインターネット等を活用して発信するなど、県民が環境学習についてより深く学べるよう情報提供に努めてまいります。長くなりましたが、以上です。

渡部環境政策課主幹 次に、60ページ、「2 環境保全の基盤となる施策の推進」を御覧ください。

まず、環境影響評価制度について、「現況と課題」ですが、本県では環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。県では、環境アセスメント制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要であると考えています。

次に主な取組ですが、(1)「環境影響評価制度の充実」としまして、環境影響評価の充実を図るため、審査に必要な科学的知見の集約を図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。また、事業特性や地域の実情を踏まえながら、地球温暖化対策等、事業を取り巻く状況を踏まえ、適切な審査を行うよう努めてまいります。

次に、調査研究体制について、現況と課題ですが、本県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。今後、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に解決できるよう調査研究体制を一層充実させることが求められていると考えています。

主な取組ですが、(2)「調査研究体制の充実」として、調査研究や技術支援をはじめ、環境監視、情報提供などを効果的に行うため、組織体制の見直しや施設の再整備の検討を進め、機能強化を図ります。また、他の研究機関との交流の促進などを通じ、新たな知見や技術を取り入れ、人材の育成を図ります。

次に、ちば環境再生基金について、現況と課題ですが、平成29年度は、個人・事業者等から約585万円の募金があり、県民や団体等が実施する環境保全活動支援事業に対して、約927万円を助成しました。これまで以上に、県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知っていただくとともに、県民自身が積極的に自然環境の保全と再生等の活動に関わっていくことが重要であると考えています。

次に主な取組ですが、(3)「ちば環境再生基金の充実と活用」としまして、引き続き、千葉県環境財団にちば環境再生基金を設置し、学識経験者等で構成するちば環境再生推進委員会が基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適正に実施してまいります。また、地域住民や市町村が行う環境保全活動等に対し、事業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進してまいります。

阿由葉循環型社会推進課資源循環企画室長 循環型社会推進課の阿由葉でございます。私の方からは、第6節「3 環境と経済の好循環の創出」および、「4 災害時における環境問題への対応」について説明いたします。着座にて説明させていただきます。

62ページを御覧ください。第6節「3 環境と経済の好循環の創出」について説明いたします。なおこの項目については、今年4月、国が策定しました第五次環境基本計画などを踏まえまして、新たに設定した項目でございます。

まず、現況と課題でございますが、現在、わが国と同様に本県におきましても、環境面では地球温暖化など一刻の猶予もない問題を抱えている一方で、経済面においても、少子高齢化に伴う経済活動の停滞が懸念されるなど、環境・経済の両面で大きな課題を抱えております。

3月の企画政策部会でも、瀧委員から「環境と経済が対峙しているようではだめで、環境は経済に含まれる、あるいは経済が環境に含まれる、というような見方をしないといけない」と御指摘をいただいたところでございます。

31行目を御覧ください。ここにありますように、環境と経済の課題は、別々に取り組むものではなく、一体的に捉えて、複数の課題を統合的に解決していくことが重要となっております。

これは、33 行目にありますように、例えば、県民や事業者による環境保全の行動が、経済の課題を解決するとともに経済を発展させ、経済が活性化することによって環境保全も促進され、環境の意識がさらに高まるというように、環境と経済の問題が同時に解決されることにより、環境と経済の好循環を創出していくことが重要となっております。

このためには、37 行目にありますように、環境保全とともに経済の活性化にも資する産業が発展していかなければなりません。具体的には、環境産業の振興や、環境と親和性が高い農林水産業や観光産業などの育成・振興、再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの推進などが必要となってきます。

主な取組といたしましては、はじめに(1)「環境関連産業の振興」ということで、主なものを御説明いたしますと、まず、循環産業の活性化につきましては、18 行目の「環境産業の振興方策の検討」でございます、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するなど、環境産業の振興方策を検討いたします。

この他、「先進的なリサイクル技術の普及促進」、「バイオマス利活用の推進」などに取り組んでまいります。

次に②「中小企業等の事業展開への支援」につきましては、37 行目「ちば中小企業元気づくり基金事業」でございます、こちらは商工労働部の事業となりますが、中小企業による新ビジネスモデルの構築や、技術力の向上のために、基金を活用して、県内中小企業による環境関連分野の新商品・新技術開発や販路開拓等を支援してまいります。

64 ページの 9 行目を御覧ください。(2)「環境と調和した産業の振興」ということで、こちらは農林水産部の事業となりますが、主なものを御説明いたしますとまず、①「持続可能な農林水産業の推進」につきましては、11 行目の「環境にやさしい農業の推進」でございます、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、「ちばエコ農業」など各種制度を活用して「環境にやさしい農業」を総合的に推進してまいります。

続いて、②「自然を活用した観光産業の振興」につきましては、23 行目の「グリーン・ブルーツーリズムの推進」でございます、多種多様な農林水産物や、美しい景観などの豊富な地域資源や、本県の立地優位性を最大限に活用したグリーン・ブルーツーリズムを推進して、訪れる人の環境保全の意識向上を図ってまいります。

続きまして、(3)「新エネの推進」は、主に商工労働部の事業となります、こちらにつきましても、34行目ですけれども、家庭や事業者等による再生エネルギー導入に関して、ワンストップ窓口での相談や情報提供などを行いまして、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ってまいります。全国的にポテンシャルが高いとされる海洋再生エネルギーについて調査・研究を行い、導入の検討をしていきます。

65ページを御覧ください「水素社会の構築に向けた取組の推進」ということで、千葉県内企業等で構成する「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」を活用しまして、水素の利活用の検討を進めてまいります。

(4)「環境再生に寄与する活動の促進」でございます。まず①「企業における自主的環境保全活動の推進」でございますが、10行目の「CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度による支援」につきましても、先程御説明したとおりでございます。

「消費者の意識啓発」につきましても、25行目の「グリーン購入の普及促進」でございますが、製品やサービスを購入するに、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入制度」を普及促進してまいります。

続きまして、66ページを御覧ください。「4 災害時等における環境問題への対応」について、御説明いたします。

今年3月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定したところですが、このことを踏まえまして新たに盛り込んだ項目でございます。

まず、現況と課題ですが、本県では、過去に東日本大震災による地震や津波被害、台風による風水害などを経験してきたところですが、今後も30年以内に首都直下地震が70%程度の確率で予測されており、さらに地球温暖化などの影響により、風水害等が増大することが懸念されております。

こうした大規模災害発生時には、多様な種類の廃棄物が一度に大量に発生するため、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要となっています。

そのため、11行目にありますように、千葉県災害廃棄物処理計画を策定し、県の基本的な考え方や役割を示したところです。

16行目にありますように、災害廃棄物は一般廃棄物であります、処理主体は市町村となっていますが、多くの市町村において災害廃棄物処理計画が未策定であることから、策定を促進していく必要があります。

19 行目にありますように、災害時の有害物質飛散・漏えい対策も重要となっております。災害時には建物の倒壊や被災建物の解体等によるアスベストの飛散、臨海部の大規模コンビナートからの有害化学物質の飛散漏えいが懸念されることから、人の健康や生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

主な取組といたしましては、ここに記載のとおりです。私からの説明はこれで終わらせていただきます。

倉阪部会長 それでは、今日議論する内容としましては、今、御説明があったところを中心にこの部会では議論するというございまして、御説明がなかったところについては、御意見があれば承りますが、メインの議論は他の部会で行われると聞いています。それでは、御関心があるところがそれぞれあると思いますので、それぞれランダムに御関心のあるところを出していただければ幸いです。

佐々木委員 気が付いたところをページの順番に申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

非常に細かいことも、ちょっと気付いたということだけで恐縮ですが、7 ページの一番上の四角囲いの一番下の「みんなのちから」の「ちから」は、カタカナの方が見やすいかなという気がしました。ちょっと読みにくいという気がしました。

それから 10 ページのところで、第 2 節の 1 の一番最初の行のところです、「持続可能な社会を構築する」のこの部分ですけれども、この最後が「成り立ちません」となっていて、主語がちょっとわかりづらいというか明確になっていないという気がしました。例えば、「持続可能な社会の構築は」とか少し修文していただくのがよいかなと思いました。

それから 14 ページのところで、12 行目からの再生可能エネルギーのところなのですが、ちょっと気になったのは、太陽光に関して家庭で導入するというのはよいと思うのですが、よく最近批判されているように、太陽光パネルが乱立しているような状況があるので、ちょっとその辺については、29 行目に課題というところも書いてあるので、少し触れておいた方がよいかなという気がいたしました。

それから、全体的な話としては、再生可能エネルギーとしていろいろたわわっているものは、全面的に良いものであるというような認識で書かれていると思いますが、

やはり課題としては、ライフサイクル、トータルでみた時にCO₂の排出に実はなっているという場合が結構あると思います。ですので、そういうところは気を付けて選択していくとか、そういったことも、記述するかどうかはわかりませんが、ちょっと私としては気になったというところです。

それから、15 ページのところで、22 行目からバイオマス利活用の推進というところがありますが、少しここはバイオマスというのがどういうものかということで、よく言われている廃棄物系と未利用系と資源作物ですか、そういった定義みたいなのところと、恐らく資源作物については、とうもろこしとかですけれども、あまり推進すべきかどうかはかなり議論があって、少し丁寧に書かれた方がよいかという気がしました。もっとも 26 ページのところで、具体的な説明はされていますので、そっちを見れば何が対象かはわかるかと、26 ページの 33 行目ですね、そこには具体的に書かれていることはわかっております。ちょっと抽象的で、15 ページのところでもう少しバイオマスの説明をしておいた方がよいかと思いました。

次に 17 ページのところですが、このあたりの、特に家庭での取組、あるいは、18 ページのところで自動車利用における取組の促進というのがあるのですが、印象としては、公共交通機関の利用の促進ということが前の方にあまり触れられていないような印象で、確かに 70 ページのところには公共交通の利用というところが書かれているのですが、前の部分でも、ものを買う時に省エネのものを買おうということに加えて、ライフスタイルという意味では公共交通機関の利用というのは重要だと思います。促進というところを前の段階で触れておいた方がよいかと思いました。

それから、22 ページのところで、これは純粹に気になったのですが、38 行目に「自然災害・沿岸域」というふうになっていて、ここだけ「沿岸域」という場が出てきて、河川とか湖沼とかが出ずに、ここだけが出てきていることが少し気になりました。

それから 23 ページの 28 行目、②自然災害・沿岸域のところで、ハード対策の推進に取り組むということはどうなっているのですが、特に気候変動などで、広島の方、中国地方でそうでしたが、最大規模の災害が起りやすくなっていると思いますので、そういった場合のソフト対策を文言として入れておいた方がよいと思いました。

それから 24 ページの 3 行目ですが、これは純粹に質問で、地域の情報を継続して把握すると書かれているのですが、地域の情報が何を意味しているのか、少しわかりませんでした。以上になります。よろしくお願いいたします。

倉阪部会長 ありがとうございます。今簡単に回答できるものはございますか。

質問が一番最後のところ、24 ページのところですね。上から3行目の、情報とは何を収集するのか。

平川循環型社会推進課副課長 3月に策定いたしました「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」の中では、千葉県という情報はなくて、全国的な情報しかありませんので、そういったいろいろなすべての情報なのですが、そういった情報を継続して把握していくということを書いてありますが、先生の方からよくわからないということであれば、そのへんも考えたいと思います。千葉県におけます気候変動に関する千葉県の情報を把握していきたいということを書いてございます。策定しました適応の取組方針というところでは千葉県特有の情報というものがあまりないということございまして、そういったものを把握していきたいということです。

佐々木委員 地域の気象データとか水位データとか、そういったものですか。

平川循環型社会推進課副課長 そういったものです。

佐々木委員 わかりました。

倉阪部会長 気候変動の影響に関する地域の情報ですよ。

平川循環型社会推進課副課長 はい、そうです。

倉阪部会長 他の委員の方は。

三輪委員 いくつか申し上げたいと思います。ちょっと早口になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

1点目は14 ページの上から7行目に、計画の進捗を表す指標は計画案の段階で示すということで、具体的に今回は示されていないのですが、となると11月頃になってしまいますよね。具体的ところが非常に大事だと思いますので、早期に出すべきではなかったかなと。庁内でも10月から11月に計画案を決定していくと、7、8月

に議論されるということなのですけれど、具体的なところは早く出すべきではなかったかなど。なぜ遅いのかお聞きしたいと思います。

2点目は、温室効果ガスの千葉県としての削減目標を明確に具体的に掲げて、大幅に引き上げるべきだというのが私の考えです。計画の中にもこれを盛り込むべきではないかと。2016年の9月に地球温暖化の千葉県の計画が作られましたけれども、国全体からしましても、日本の削減目標は低いと指摘されています。千葉県においても90年比と比べ1.3%削減することを目指してきましたけれども、結果として3.7%の増加というような現状も過去に報告されていますので、この点を強調したいと思います。

次に3点目ですが、計画の中に地球温暖化の深刻な影響について記述されているかと思いますが、今年の夏の猛暑、命の危険が指摘されるほどの大変な40°Cを超えるような状況になって、千葉県でも影響が出ていると思います。これと地球温暖化の影響については、もちろん学術的な問題ということで様々な議論があるかと思いますが、やはり猛暑の背景には温暖化の問題がありますので、危機感を持ってこうした影響について最新のデータと状況で強調していただきたいということを要望しておきます。

4点目ですが、千葉県は他県に比べても温室効果ガスの排出量が多いということで、最新のデータを県に伺ったところ、平成29年6月、環境省、経済産業省のデータでは、千葉県の全国順位は第1位ということで、全国の9.3%となっております。2番目が愛知の7.1%ですので、2%以上も大きくひらいて千葉県が日本全国47都道府県の中で、まだ一番目の温室効果ガス排出となっております。この現状について、今回の計画にどう記述していくのか、やはりここは私たち千葉県に住んでいる県民に示す計画ですので、こうしたことについては記述していくことが必要ではないかと思いますがいかかでしょうか。

次に5点目ですが、脱石炭が世界の流れです。私は千葉県にこれ以上の火力発電所を増設するべきではないと考えています。この点については、本環境基本計画ではどのように表現をしているのか。世界の動向、周辺の動向を県はどう見ているのか。石炭火力発電は地球温暖化防止に完全に逆行しています。世界の流れを反映した計画にしてほしいということを申し上げます。

次に6点目ですが、現在、千葉県の条例にないもの、計画書制度を策定する、こういった方向性を明確にする環境基本計画をつくってほしいと思っています。倉阪部会長からもありましたが、千葉県の計画は最先端にとの御発言がありました。そして、資料2のとおり関東で千葉県だけが、地球温暖化対策計画書制度を導入していません。

全国 47 都道府県で導入している都道府県は 30 自治体だと聞いています。関東で導入していないのは千葉県だけです。先ほどの県の回答では、必要に応じ検討すると記載しているとのことですが、私は現時点で必要だと認識しています。そう明言できない理由を聞きたいと思います。そして、県は国から県内の排出量のデータをもらい、施策に反映するとのことですが、タイムラグがあるのではないのでしょうか。国からデータがもらえるのはどれくらい後になりますか。

7 点目は、太陽光発電については様々な議論がありますが、再生可能エネルギーとして重要だと思っており、千葉県でも大きな可能性があります。従って、県としてガイドラインや条例によって、太陽光発電のリスクや弊害をケアしながら、千葉県における可能性、例えば匝瑳市で大きな農地で成功している例を見てきたので、このように、具体的に、県内に再生可能エネルギーが大きく広がっていくことを検討してもらって、記述してもらいたい。

8 点目は、適応策についてですが、新聞では県内の小中学校におけるエアコンの設置率が話題となっています。愛知県では小学生が亡くなるといった重大な事故がありました。7 月 21 日の毎日新聞では、千葉県はエアコンの設置率は 44.5%と全国平均と比べても低く、関東でも最も低い状況のため、改善を求める世論も高まってきています。県立学校では関東では千葉県が唯一、職員室にエアコンが設置されていません。先日学校に行きましたが、40°C 近くの猛暑のなかで、先生達はギリギリの状況で頑張っていました。県立高校の教室は保護者負担によってエアコンが設置されています。つまり、保護者が経済的に負担できない場合は、エアコンが設置されていません。こういう状況に子どもたちがいるという状況は適応策のなかで、何らかしらの提言をしてほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

最後に 9 点目として、再生土については別の部会で議論されますが、現在、県が示している骨子案を見てみると、届出制のため極めて緩い状況であります。より厳しいものにしたほうが良いということを意見として述べさせていただきます。

倉阪部会長 多岐にわたる質問について、何かこの段階でありますか。

渡部環境政策課主幹 まず、環境政策課から答えさせていただきます。指標の関係ですが、今回お示ししているものは素案ということで、今後 4 つの部会で御意見を伺っていき、御意見を踏まえて盛り込んでいきたいと思っています。構成が変わる可能性があるた

め、構成・記述が固まった段階で指標の設定を考え、11月の部会でお示ししたいと考えていました。指標の提示が遅くなり申し訳ございませんでした。

倉阪部会長 資料1を見ると、議会の説明・計画案公表・パブコメとありますが、順番としてはパブコメの前に第3回企画政策部会は行われるのでしょうか。

渡部環境政策課主幹 今考えているのは、同時並行です。

倉阪部会長 同時並行とすると、企画政策部会で指標について議論することなく、パブコメに出されてしまうということでしょうか。

渡部環境政策課主幹 指標に関しては、5年前の改訂作業においても、パブコメと審議会を同時並行で行っている経緯があるため、今回も同時並行を考えています。

倉阪部会長 議会説明やパブコメした後では大きく変更するのは難しいと思います。指標については全く議論出来ていないので、できればパブコメに出す前に、審議会委員の意見を言える機会を設けていただけると助かります。

渡部環境政策課主幹 部会の開催は難しいかもしれませんが、資料として提示するなどして、御意見を賜れるようにしたいと思います。

倉阪部会長 他の点はいかがですか。

中村環境政策課副参事兼政策室長 同じく環境政策課です。まず、温室効果ガスの排出量が全国1位である旨を計画に記載すべきというのは検討させていただきたいと思います。併せて、石炭火力発電について記述すべきという点ですが、現時点では、エネルギー問題と環境問題とは表裏一体のため、国のエネルギー基本計画を参考にしながら、自治体ができることは記載しているつもりですが、千葉県の場合は、首都圏、あるいは、場合によっては全国のエネルギーの供給基地になっている、集中立地型の発電施設が多いというところがありまして、エネルギーの政策に関して申し上げますと、石炭火力発電所から排出する二酸化炭素が多いというのは事実ですが、一方で、エネルギー

一の安定供給という課題もあります。そこについては、一自治体で判断するのは難しいこともあるので、そのようなことも踏まえて集中立地型の施設に関して、例えば、石炭、石油、ガス火力等の個別の発電施設について、現時点では言及していないという形になっています。御意見については、検討させていただきたいと思います。

倉阪部会長 少なくとも、エネルギー基本計画において、石炭火力発電は高効率でないとだめで、あとはフェードアウトとされています。蘇我の発電計画は高効率でなく、エネルギー基本計画に逆行します。さらに環境基本計画のなかでも、電力の転換部門におけるCO₂排出量は全体の4割で、それについて下げなければいけないと書いています。千葉県環境基本計画においても、国の環境基本計画における全体認識、パリ協定を実現するためには大幅に削減しなければならない。その中でエネルギー転換部門についての削減が求められているような現状認識は記述しておく必要があります。さらに千葉県が他県分もあわせて集中的に産業を担っているのも、他県よりも排出量が多いということであれば、新しく発電所をつくる場合は、他県でそれに見合うスクラップがないと困るわけです。県としても、県は何も言えないというのはまずいのであって、言うべきことは言っておきたい。蘇我の発電所だけで、千葉県の排出量の7.7%が出されます。世界の流れが思った以上に早いので、どこかの段階でストップしていくと思っていますが、県としても、アセスメントのなかで、凜とした対応をお願いしたいと思っています。

中村環境政策課副参事兼政策室長 どこまで書き込めるかは検討しないとわかりませんが、御指摘頂いた点を踏まえて、検討していきたいと思っています。それからもう一点、小学校のエアコンの設置については教育委員会の役割のため、この場でお答えするのは難しいですが、教育庁・教育委員会と相談させていただきたいと思っています。

平川循環型社会推進課副課長 三輪委員からの報告書制度の関係ですが、温暖化対策推進法によって一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者については、国に報告する義務があり、事業者ごとに国から公表されています。省エネ法に基づいても、事業者に対して指導を行っているため、県としてはそのデータを使用しているため、現時点では計画書制度を検討することは考えていません。タイムラグについては、最新の公表データは、平成26年度の排出量が平成29年の6月に公表されています。平成27

年度のデータについては公表されていないので、委員の御指摘のとおり、2年後の把握になってしまいますが、削減が進んでいるので、現時点で県としては考えていません。ただし、後段に記載したのは、仮に将来に排出量の大幅削減が必要になった場合や各業界の自主的な取組の成果が出ない場合は、必要に応じて、計画書制度も含めて計画的な削減を図る仕組みを検討していくということで記載しています。

倉阪部会長 検討ということであれば、私も一言言わざるを得ませんが、他県は省エネ法に基づいて国に提出するときに、同時に県に提出することを求めており、追加的な負担ではないという制度です。それすらもできないのかとなってしまう。私も18ページについて意見を言おうと思いましたが、「必要に応じ」を削除してもらいたい。検討しますとされているため、「必要に応じ」では、いかにも弱腰に見えてしまうため、「必要に応じ、」は削除してもらいたい。検討した結果、何らかしらの理由でできないことはあると思うが、検討するかどうか必要に応じでは、書き方として極めて弱い。「必要に応じ、」の6文字は削除してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 記述について再度検討させていただきたいと思います。

倉阪部会長 他県でできているのは、事業者追加負担を求めていないからであります。国に提出するときは県にも提出してください、県としても臨機応変に政策をやりたいということですね。CO₂の排出量が千葉県は多いわけですから、そこはタイムラグが生ずることなく、事業所の動向を県としても把握して、政策を行ってほしいと思います。

石渡委員 最初に、14ページですね。千葉県は、再生可能エネルギー発電設備の出力、太陽光発電設備の出力が、いずれも全国3位となっているということですが、本県の再生可能エネルギー発電設備の出力のほとんどが太陽光発電設備となっている状況だと思います。現状、空き地があれば、そこら中、太陽光発電設備が設置されている状況ですが、太陽光発電設備については、確かに再生可能エネルギーですが、耐用年数が過ぎた後の廃棄の問題等多くの問題を抱えていると思います。最初、国の固定価格買取制度は高かったため、非常に採算が良かったため、多くの事業者が参入しましたが、実は、減価償却を見込んだ買取価格となっています。現状として、減価償却を積み立

てていかないと、耐用年数が過ぎた後、うまく処理できないことになってしまうと思います。そうした中で、県として、どこまで、どうやって把握するのか。もし事業者が倒産してしまうと、莫大な負の遺産が残ってしまうことになるので、太陽光発電については、良いことだけではなく、きちんと課題があるということを県民に知らせていただきたいと思います。

2点目ですが、17ページの2行目以降に、事務所・店舗については、他の分野よりも省エネルギーや二酸化炭素排出削減の余地が大きいと書いてありますが、どういう根拠でこういう記述があるのか分からないので、教えていただきたい。

3点目ですが、19ページに千葉県庁エコオフィスプランについて、県自らの事務事業に関して対象としているということですが、環境に対する負荷を考えると、県庁の事務所の負荷より、県でやっている公共事業からの負荷の方が莫大に大きいと考えられます。その辺について、千葉県庁エコオフィスプランは、きちっと制御をしているのか教えていただきたいと思います。

次に20ページの27行目に、交通環境の整備・改善で公共交通は非常に良いことだと書かれてあります。県として、いくつかバリアフリーとか、ノンステップバスの導入等、公共交通機関の利用を促進しますと書いてありますが、今の千葉県の現状を申し上げますと、千葉市内であれば、バスは走っているかもしれませんが、県南部や県東部では、既に公共交通が相当制限されている中で、県民に公共交通を使えというのであれば、きちんとそれに対する公共交通を手当しているのであれば言ってもよいが、公共交通と環境を考えるに当たって、公共交通は良いことなんだよというように、一方的に、県民に今の千葉県の現状として言ってよいのか。もし県がおっしゃるのであれば、それに対する手当をできるのか、よく検討すべきであって、安易に記述すべきではないのではないかと思います。

最後に意見ですが、温室効果ガスの排出量について、本当に、都道府県単位で議論すべきなのか、日本国全体で議論すべきなのかということがあると思います。本来であれば、日本全体の中で、最も効率的にエネルギーを配置すれば良いのかは、国がきちんと考えるべきことで、一都道府県が多いとか少ないとかいうことを議論することは本当に意味があるのか、ということがありますので、日本全体として、排出量を下げるといような観点から、都道府県単位で議論すべき問題かどうかというのは、県当局においてもよく検討していただきたいと思います。これは要望です。

中村環境政策課副参事兼政策室長 まず太陽光の課題につきましては、御指摘の点については、私ども認識しているところでございます。その点につきまして、一応国のガイドラインがあって、努力目標ではございますが、対応を図るということになってはいますが、実効性の問題は、不安がございますので、きちんとした制度化を図るようということで、県の方からも国に対して要望を出しておりますし、今後、その対応について、県として状況を注視しながら、情報収集しながら、県としての対応についても検討していきたいと考えています。

渡邊環境政策課主幹 エコオフィスプランの関係の御質問については、県の事務事業に伴う CO2 排出量の目標を設定しています。その中の数値としては、公共事業分については、目標に加えていませんが、プラン上は、公共事業における環境配慮ということで、そういった取組についても推進に努めるとプランの中では記述しているところでございます。

平川循環型社会推進課副課長 17 ページの事務所・店舗等については、他の分野よりも省エネルギーや二酸化炭素排出削減の余地が大きいと見込まれるということでございますが、16 ページの方に事務所・店舗など業務その他部門の増加が 97.4%で伸び率が高い、1990 年度と比べ飛び抜けているということで、他の分野よりも削減の余地が大きいと見込めるというような記述をしております。ただし、分かりにくいということでございますので、その辺は少し考えさせていただきたいと思います。

石渡委員 確かに数値だけを見るのではなくて、今千葉県内の事務所、店舗がどういう状況を踏まえて、現実に応じた上で記述をすべきであり、単に数値だけ落ちていないからというのは、あまりにも現状を見ていないのではないかと思います。その辺はよく千葉県内の地域の現状を踏まえた記述にしていただきたい。

池邊委員 前回、私は欠席いたしましたので、どのような議論があったのかわかりませんが、今ほとんど私のコメントを皆様が言っていたので、もう少し前段の部分でお話ししたいと思います。

それぞれの項目に目指す環境の姿が書いてありますが、そこに書いてあることが、まるで小学生の教科書のような、「これが実現されたら確保されています」ということ

で、その取り組みの戦略だとかこれが目指す環境の姿だったら、PDCA のサイクルなんて全く成立しませんよね。それで、こういう環境の姿であれば具体的な指標が選定できないと思います。この目指す環境の姿が、どういう指標がどうなったらこの目指す環境の姿が実現されるのか、ということが全く明確にされていませんので、そこがあまりにも戦略がなさすぎるのかなど。

前回部会長の方からも SDG s のお話しが出て、それに則したもう少し先端的なものにするよというお話だと思うんですけども、そうすると7ページにある「みんなで作る恵み豊かで持続可能な千葉」それを変えないっていうことは、多分前回お話があったのかもしれないのですが、その下に書いてある内容ですね、これは環境基本計画でなくても通用する千葉県の現状です。千葉県は自然豊かで恵みを次世代に引き継いでいくという形で、SDG s の考え方をとればみんなが自己責任でこれから全世界の人間がやっていかなければいけないよというところにきている中で、この将来の姿、現状の千葉県を記述したに過ぎないところなので、実際ライフスタイルだとかオフィスだとか企業だとかのところには、なかなかどういうところを目指してくださいね、というのが指摘できない状態になっていると思います。各項目の目指す環境の姿が総体となってこのビジョンですから、将来の姿となるべきものだと思いますので、各項目の目指す環境の姿が実現されたときにどういう将来なのかっていうことを書いて、まさに県民の方々にそれを目指すのだなという目標がわかるような記述に変えていただけないでしょうか。

倉阪部会長 いかがでしょうか。

渡部環境政策課主幹 目指す環境の姿につきましては、現行の環境基本計画の目指す将来の姿もこのような形になっているということと、この環境基本計画の上位計画としまして千葉県の総合計画というのがございまして、その目指す将来の姿というのもこういうトーンで書いてあるというところもございまして、実際に10年後を目標とする計画ではあるのですが、実際のところ全ての施策項目について達成するというのは正直外部要因とかもありますので、難しいところではあるのですが、表現としましては、上位計画である総合計画に合わせたかたちに統一させていただいております。

目指す将来の姿につきましては、目指す環境の姿それぞれの項目が達成した中で、全体的にどういう状況になるのかというのは今後検討したいと思います。

池邊委員 5年前のものが、そのままというのはありえない話なので、全体にSDGsのことをこれだけ書き込むのであれば、それを踏まえて今回は変わるべきで、この環境基本計画のところが変わったことで、総合計画に反映されたりしていくべきものだと思いますので、ぜひとも少し検討をお願いします。

畠山委員 主なところは皆さんにもう御指摘いただいたので、二つお聞きしたいのですが、まず25ページの23に、新しく後で書き加えたマイクロプラスチックによる生態系への悪影響ということが記述されているんですけども、実際に後ろの方、水環境のところなんかをみますと、全くそれについては触れられていないんですよ。今後各部会でまたそういう指摘があるのかもしれませんが、少なくとも素案にはここで書いてあるだけで、実際の施策につながることは何もこれについての記述がないと、もうじきG20かなんかで議論されることになると思うんですけど、千葉県は海に大きく面していますから、海洋環境というのが千葉県にとって非常に大きな環境問題だと思うので、その辺をちょっと加えていただきたいと思います。

それから再生可能エネルギーの方なんですけど、15ページで主な取組で再生可能エネルギーのことが導入促進ということで書いてあるのですが、主には太陽光のことが全面的に出ていて、現状と課題のところでは太陽光が大きく取り上げられているんですけど、例えば風力発電だとか、もっと小さいのと言えば地中熱の利用だとか、色々再生可能エネルギーはいくつもあると思うんですけども、太陽光だけが独り歩きしているような感じがして、もう少しその辺広げた取組が必要なのではないかと思います。それと3つ目の黒い四角のですね、私の知識が足りないかもしれませんが、海洋再生可能エネルギーというのは何を意味しているのでしょうか。一般の人がこれ読んで、すぐこういうものだなってことが理解できるというふうには私には見えないんですけども、もう少し具体的にこの海洋再生可能エネルギーとは何を意味するか記述していただきたいと思いました。

倉阪部会長 今回の点に関しては。

平川循環型社会推進課副課長 先生のおっしゃるとおり海洋再生可能エネルギーというのは分かりにくいと思うのですが、千葉県で想定しているのは洋上風力といったものを想定しています。

瀧委員 私の方から2、3点ほどお話しさせていただきたいと思います。61ページ(2)の最初の「環境研究センターの機能強化」とありますけれども、この中で私の認識からすると、環境研究センターというのは監視業務をやる場所ではないのではないかなど。これは行政的な仕事だろうと思いますので、今日の環境研究センターをもってすれば、彼らの能力を無駄遣いしているような気がするのですが、ぜひともこれは外していただきたい。それよりも、今抱えている県が行政上困っている部分ですね、課題を解決するセンターである、それに特化するような、そういう形にしてほしいと思います。

それから2点目です。資料4というのが本日記られていますけど、この下の欄の四角でしょうか、第3章、第4章の部分を、ぜひとも基本計画の中に入れていただきたいというような気がするのです。これを見たら一目瞭然で、県が何をしたいのかということが明確に出てくるような気がするのです。

さきほどPDCAサイクルというお話がありましたけれども、この中にPDCAサイクルが見えてくるような、そういう形であると、なお一層よいのではないかなというように思います。例えば3章の「環境と経済の好循環の創出」というのが、政策1、2、3、4、5のそれぞれの政策のどこに関わってくるのか、どれくらいの関わり方があるのかというのを表わせれば、なお一層よいのではないかと思います。多分ひょっとしたらマイナスのかかわり方も項目によっては起こる可能性があるのではないかな、プラスマイナスして総合的にプラスの方向に動かすというのが県の仕事ではないかという気がしますね。例えば、CO₂の値が増えるけれども、全体的にプラスになるとか、あるいはCO₂を削減することによって県の経済局がマイナスになっていく、何かそういうことが見えるかたちになるのではないかというように思います。まずは、この3、4の部分をどこかに入れておいていただきたいと思います。

環境と経済ということについて、2点目の話につながるかもしれませんが、もうちょっと踏み込んでほしいというような気がします。まだ、環境を餌にして経済を伸ばすというような感じを受けないわけでもないですね。そうではなくて、もっと環境と経済というものが一体化しないと、これからの千葉県は、産業も減っていく

し、人も減っていくような気がします。予測としては減っていくようになってますけれども、減らないようにするにはどうしたらよいのかということを考えるのがこの会の仕事だろうと思います。そういう点からみて、もうちょっと何とかしてほしいと思います。以上です。

倉阪部会長 今の御指摘に何かありますでしょうか。

中村環境政策課副参事兼政策室長 まず概要図を計画の中に入れてほしいという話につきましては、2 ページで、計画の構成が固まった段階で記載しますとしておりますが、例えばそこに追加するなど、いくつかやり方があると思いますので考えたいと思います。

環境と経済について、もう少し踏み込んでほしいというところは御指摘のとおりなのですが、私どもも世界レベルで見ますと、環境と経済が不可分な状況になりつつあるのは認識しているのですが、自治体レベルで一体何ができるのか、何を変えたらいいのかというところは、正直悩みながら書き込ませていただいたところもございましたので、併せて御指摘・御指導いただければと思っております。

倉阪部会長 今の環境と経済の好循環の創出の件ですが、千葉県は、二酸化炭素の排出量がかかなり多いということで、これまで化石燃料を使った経済のサイクルを担ってきたところですが。パリ協定を実現しようと思ったら、今世紀末に二酸化炭素を含め、温室効果ガス排出量をゼロ又はマイナスにすることが求められています。千葉県は、一番産業転換が強られる、そういった県でもあるわけです。県の経済政策として、バックキャストで、今世紀末に温室効果ガスの排出量がゼロになった場合、千葉県の産業は何で持っていくのだろうか、何で持たせていくのだろうか。今の石油化学コンビナートに代わるものは何なのだろうか。それを、再生可能エネルギーで行けるのか、今から考えていかないと県の経済政策として、やはり問題なのではないか。他のところで撤退していく中、千葉県に集約を図っていくという残存者利益を狙うというのがありますが、それにしても 30 年、40 年で次のフェーズに行かざるを得ないんですね。そういった中で、例えば、水素の一大供給基地にして、日本に水素を供給します。その産業でやっていきます。今は、副生水素等でやっていくけれども、最終的には、洋上風力等からの再生可能エネルギー由来の水素を一旦千葉県に持ってきて、基地を作

って、そこから供給していきますというように、今から手を打っておかないと多分間に合わないと思われれます。そういった意味での環境と経済の好循環なのであって、産業政策の中核部分として、エネルギーシフトが千葉県にどのような影響を及ぼすのかということは今から検討して、それを産業政策に生かしていくということが求められるのかなと思います。もう一つ好循環としては、エネルギーシフトとして、再生可能エネルギーを地元資本でやれば地元の方に収入が入るわけですが、今の再エネ導入量が全国第3位である太陽光発電設備は、どこの出資なのでしょう。おそらく千葉県内で地元の出資は一部分に限られていて、外からの出資であるため、再生可能エネルギーの売電収入は、外に持ち出されてしまっているのではないのでしょうか。いずれも全国第3位となっていると誇らしげに書いてありますが、石渡委員からの意見のとおり、負の遺産になりかねない。更新をされるのか。耐用年数が過ぎた後、再投資されるのだろうか、そういったところが保証されていない。本当に県の持続可能性に寄与するような太陽光発電設備なのか、今から確認しておく必要があります。そういった意味で、15ページの「地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行います。」は、極めて弱い記述ですね。外から投資しようとする際、地域と調整するような窓口を作っていますというようにしか読めないわけですね。地域主体での地域の風土に合った再生可能エネルギーの活用に向けた取組に対する支援を行いますというように、書き換えていただきたい。地域の風土に合わないような、地域に問題を起こすような再生可能エネルギーは、やはり規制する必要があります。地域の経済に対する好循環というところから考えると、「地域主体での」というようなある程度限定をかけていく必要がある。地域に貢献する、地域のためになるような地域の風土にあった再生可能エネルギーを支援していくというのが県としてのスタンスなのではないのでしょうか。単に土地を貸して、他の域外の主体、あるいは、外国の主体にもうけさせた後、千葉県に残骸が残るということではまずいのではないかと。環境基本計画において、県のスタンスを明確にして、具体的な政策を行っていただきたい。環境と経済の好循環については、県の根幹産業として化石燃料をどうエネルギーシフトさせていくのか、再生可能エネルギーについては、足下の問題として、地域に貢献する、地域の風土に合ったものを支援するというスタンスを示していただきたいと思います。それから16ページの省エネルギーの促進ですが、基本的な考え方が若干違ってきます。36行目のところ、二酸化炭素の排出量を削減するには、エネルギー消費を減少させる取組を実践していくことが必要となる旨の記述がありますが、これは違うのです。

有用エネルギーを我慢するということが省エネルギーではなく、排熱をできる限り有用エネルギーへ変えていくことが省エネなんです。無駄にしている部分があるわけですね。一次エネルギー投入の6割が排熱となって使われていないのです。その部分ができる限り有用エネルギーにして、全体として、エネルギー投入を減らしていくということが省エネルギーなのです。これだと、一人ひとりが日常生活の中で我慢しなさいと言っているのです。そうではないのです。そういったところで省エネをやっても意味がないのです。ここで重要なのは、排熱となる部分を有効に活用することによって、全体としてのエネルギー投入を減らしていくこと。我慢する省エネではなくて、今無駄になっている部分を有用な部分に換えていくこと。例えば、建物の断熱であるとか、省エネ型の耐久消費財を普及させるとかであって、暮らしを我慢することではないのです。古い冷蔵庫を買い換えるだけでもどんどん省エネになる。方向として、我慢を強いるというような省エネの記述は書き換えていただきたい。CO2CO2 ダイエットといっても、石炭火力1個作るだけで相殺されてしまうわけです。そっちの方を止めていただきたいと思います。それは県及び県民のためにはならないです。それから、15 ページのところ、住宅のZEHは書いてありますが、ZEB化が書いていません。2030年までに新築するビルについては、日本全国としてZEB化を目指すと言われていますので、県の計画としても事業所のZEB化についても書いていただきたい。竹中工務店は、千葉みなどでZEB化改修を行い、全国から視察を受けています。18 ページのところ、「必要に応じ」は消してもらいたい。検討するというスタンスは書いてもらいたい。それから20 ページのところ、今国会で森林経営管理法が成立し、所有者不明の森林について、市町村が管理することとなり、国と都道府県は市町村を支援しますということになっています。所有者不明森林についての市町村への支援について、都道府県の業務内容として記載すべきです。ここで書くかどうかは別として、森林のところは別にありますが、新しい政策については、市町村は、今大変なので、県としてもサポートするというを書いていく必要があると思います。

瀧委員 61 ページの環境研究センターの環境監視の業務、これは削ったほうがいだろうと私申したのですけどね。

倉阪部会長 お返事も併せて、今の私の話にコメントについて何かアクションいただければ。

瀧委員 削るって全くなくすのではなくて、この業務は他のたとえば公社だったりそういうところに持って行っても、十分やれるのではないか、こういう意味合いです。

中村環境政策課副参事兼政策室長 御指摘の御趣旨は理解いたします。検討させていただきますが、現実には研究業務として監視業務を行っている部分もあり、機能ができるかというところは組織の在り方との関係もありますので、御指摘の点、非常に理解はしましたが、預からせて検討させていただければと思います。

瀧委員 県が環境のみならずいろんな問題を未解決の状態を抱えているものがたくさんあると思います。そういうものがありながら、有用な人材を監視業務に回すというのはですね、効率が悪いのではないか。

もっと特化して研究センターの本来の業務を十二分にさせることが大切だと思いますので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

倉阪部会長 私のコメントについては何かアクションいただけますか。

中村環境政策課副参事兼政策室長 部会長からいただいた御指摘につきましては対応しきれないところが正直あったところもございまして、検討させていただければと思っております。いただいた中で記載が間に合っていないところは、担当課の方と、森林課さんとかになりますけどもそちらと協議ができていないので記載しきれていない部分もあったりしますので、そこら辺は担当部局と調整をしながらできるだけ書き込んでいきたいと思っております。

エネルギー施策の部分につきましては、まさにおっしゃっていただいたとおり産業施策の話になってきますので、環境の担当部局だけで判断できる話ではございませんので商工労働部の方とも協議をしながら検討したいと思っております。

倉阪部会長 長期的なエネルギーシフトにどう対応するのかこの計画で書けるかどうかはわかりませんが、少なくとも他の委員さんからも指摘があったように、再生可能エネルギーについてちゃんと地元の風土に合ったような、それも地元で貢献できるような、そういったものも支援していくのだというようなスタンス、今の現状におい

て全国第3位となっていますと言って諸手を挙げていいものだというふうを書いてあるように思えるので、そこはそれに伴う問題点というのはちゃんと認識をして、支援する内容を絞っていくということは書いていったほうがいいと思います。

あと省エネについてもですね、我慢を強いるような省エネというのはメッセージとしては問題があると思いますので書き換えていただきたい。

中村環境政策課副参事兼政策室長 承知いたしました。

倉阪部会長 ちょっと時間が延びて申し訳ございませんが、他に何か言い残されたことがある委員はいらっしゃいますでしょうか。私の手元では、現時点で意見が出ない場合でも、お気付きの点がございましたら、メールなどで結構ですので、8月8日水曜日までに事務局あてに御意見を提出していただきたいというかたちになっております。

議事（2）その他

倉阪部会長 何か事務局から補足することはありますか。

渡部環境政策課主幹 次回の企画政策部会につきましては、先ほど御説明しましたとおり11月に開催したいと思っておりますので、また日程調整をさせていただきたいと思えます。その前に指標につきましては早急に検討しましてメール等で多分御連絡することになるかと思いますが、お送りして御意見を賜りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

倉阪部会長 他に何か御意見等はございますでしょうか。なければ以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお返しします。

5 閉 会

司会 長時間の御審議、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会
企画政策部会を終了いたします。

以 上